特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
49	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務 基礎項 目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松本市教育委員会は、特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松本市教育委員会

公表日

令和6年7月4日

[平成31年1月 様式2]

阻油棒规

連絡先

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務
②事務の概要	松本市立小、中学校並びに市内の私立小、中学校及び中等教育学校前期課程に在籍する児童又は生徒(以下「児童等」という)で、特別支援学級に就学する児童等及び学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童等の保護者の経済的な負担を軽減するため支給する就学奨励費の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査に関する事務
③システムの名称	・まいなポータルぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
特別支援教育就学奨励費情報	ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第2項 ・松本市個人番号の利用に関する条例第4条第1項 別表第1の10の項
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・松本市個人番号の利用に関する条例第4条第1項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	松本市教育委員会学校教育課
②所属長の役職名	学校教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
請求先	松本市教育委員会 学校教育課(〒390-0874 長野県松本市大手3-8-13 電話0263-33-9846)
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ

松本市教育委員会 学校教育課(〒390-0874 長野県松本市大手3-8-13 電話0263-33-9846)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			年3月31日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和6	年3月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎	項目評価	書]		1	〈選択肢>)基礎項目評価書 ② 基礎項目評価書及び ③ 基礎項目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ	重点項目評	価書又は全項目	評価書において、リスク	7対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシスラ	ムを通じ	た入手を除く。))	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れている !) 十分である !) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	Г	十分である]	1 2 3	<選択肢>)特に力を入れている !)十分である !)課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1 2	く選択肢>) 特に力を入れている !) 十分である !) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			0]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れている !) 十分である !) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除	余く。) [O]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れている !) 十分である !) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1 2 3	<選択肢>) 特に力を入れている !) 十分である !) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れている !) 十分である !) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れている !) 十分である !) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[O]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監	
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1 2	く選択肢>)特に力を入れて行って !) 十分に行っている !) 十分に行っていない	ている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明